

長崎県

# 対馬歴史研究センター所報

Bulletin of Nagasaki Prefectural Research Center for History of Tsushima

No.4  
2024.4

## 対馬の中世文書、 一挙公開!

【史料紹介①】 対馬小野家文書『(高麗陣)覚』について 米谷均

【史料紹介②】 天保期における対馬藩の旅役 丸山大輝

令和5年度平常展特集「対馬の古文書展」概要報告 山口華代



# 対馬歴史研究センター所報 4号

## 七五三盛付繰出順之絵図

(対馬歴史研究センター所蔵  
・国指定重要文化財)

朝鮮通信使が登城した際に饗応きやうおうの場でふるまわれた最も格式の高い本膳料理の彩色絵図。

儀礼膳である本膳(七菜と湯漬け)・二の膳(五菜と汁二種)・三の膳(三菜と汁二種)と、実際に食する追膳の四つ目・五つ目、星の物、菓子九種などが、提供される順番どおりに描かれている。

料理や材料の内容比較から宝暦一四年(一七六四)の通信使来聘時のものと推定される。

江戸時代 一九世紀  
宗家文庫史料 卷子装  
縦二六・九センチ×横九三・七センチ

# 発行にあたって

このたび『長崎県対馬歴史研究センター所報 NO.4』を発刊する運びとなりました。

対馬歴史研究センターは、対馬の貴重な資料を次世代に継承していくために、修理事業等を行いながら資料を適正に保存管理するとともに、調査研究を推進し、資料の価値をさらに顕在化させることを目指して、令和2年4月に開所した機関であります。

当センターが所蔵する「宗家文庫史料」は、対馬藩宗家伝来の総数約8万点におよぶ資料群で、現存する大名家文書の中でも国内最大規模を誇ります。対馬藩が朝鮮国との外交・貿易に従事していたことから、江戸時代の朝鮮関係史を知るうえで欠かすことのできない資料と評価されており、「宗家文庫史料」のうち、51,946点が国の重要文化財に指定されています。

この所報は、当センターの1年間の活動をまとめたものであり、多くの方に理解していただけるよう発刊いたしました。

この1年を振り返ってみると、ここ数年、新型コロナウイルスの感染拡大により、各種イベントの中止、延期、規模の縮小や人々の行動自粛等、日常生活に大きな影響を受けてきましたが、令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症が、2類から5類に引き下げられたことにより、対馬においても、4年ぶりに「朝鮮通信使」の行列を再現したパレードが開催されるなど、これまで自粛されてきた多くのイベント等が再開され、島内に賑わいが戻ってきたことを実感しているところです。

そのような中、令和5年9月から10月にかけて、対馬博物館と共催で「対馬の古文書展」を開催いたしました。島内の旧家には、数百年もの間、大切に受け継がれてきた古文書が数多く存在しており、この企画展では、国の重要文化財指定品をはじめとする、島内の貴重な中世の古文書を多数展示し、多くの方々に、ご来場いただきました。

今回の所報には、本センター職員による「対馬の古文書展」の概要報告に加え、米谷均氏、丸山大輝氏から御寄稿いただいた史料紹介や保存修復の状況等についても掲載しておりますので、多くの皆様にお読みいただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、当センターの活動に御理解、御協力いただいている皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも当センターの様々な活動について、御指導、御支援をいただきますようお願いいたします。



巖原町豆酸の有志が育てた赤米の前にて(令和5年9月撮影)

長崎県対馬歴史研究センター

所長 浦野 健二

# 目次

## 概要

基本理念と主要事業・概念図・職員名簿	6
沿革	7

## I 調査研究

資料閲覧室の利用について	10
研究入館者/資料貸出/寄託・寄贈・購入/資料調査/レファレンス	12
展示実績	13
【史料紹介②】天保期における対馬藩の旅役 丸山大輝	14-29
【史料紹介①】対馬小野家文書『(高麗陣)覚』について 米谷均	30-54

## II 保存修復

維持管理行為	56
本格修理	58

## III 国内外の研究機関との連携

共同研究	62
------	----

## IV 情報発信

令和5年度平常展特集「対馬の古文書展」概要報告 山口華代	64
対州馬展報告	95
ワークショップ報告	96
出前講座/研修・体験等受入/視察・施設見学・展示解説等	97
取材協力・掲載分	99



# 概要

# 対馬歴史研究センター 基本理念と主要事業

## 調査研究

「対馬宗家関係資料」など、対馬に関する歴史資料の調査研究を推進し、新たな歴史的事実の把握に努める。

## 基本理念

地元対馬の宝であり、国の重要文化財でもある「対馬宗家関係資料」を中心とした貴重な歴史資料を適正に保存管理し、人類共有の遺産として次世代に継承するとともに、調査研究を推進することで、資料の価値をさらに顕在化させ、人々に正確な歴史的事実を伝えていく。

## 保存修復

「対馬宗家関係資料」など貴重な歴史資料を安全かつ安定的に保存管理するとともに、修理等を実施し、次世代へ継承していく。

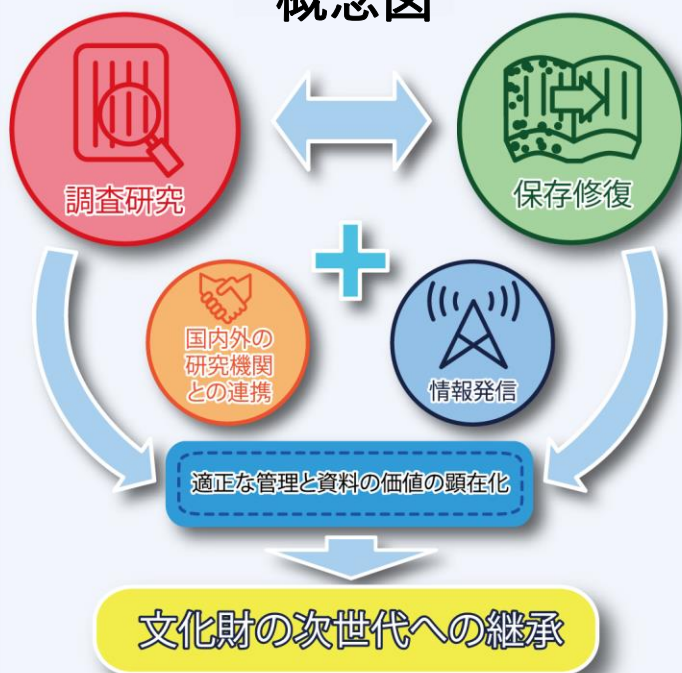
## 国内外の研究機関との連携

国内外の研究機関及び研究者と学術ネットワークを構築し、国内外の研究者が集う研究調査の交流拠点を目指す。

## 情報発信

収蔵資料及び研究成果のデータベース化、デジタル画像の公開など、ホームページ等を活用した国内外への情報公開を促進する。

### 概念図



### 令和5年度 職員名簿

所長	浦野 健二
課長	大浦 隆司
係長	山口 華代
事務	秋永 千代子
事務	若松 香織
事務補助(4~5月)	山下 恭子
事務補助(6~2月)	永留 史彦
事務補助(7~3月)	磯貝 希美
史料調査補助員	小島 利恵子
史料調査補助員	榎藤 安子
史料調査補助員	浦田 良美



# 対馬歴史研究センターのあゆみ

1977  
S52

対馬歴史民俗資料館設置



2019  
R1

博物館ゾーン建設工事了  
対馬歴史民俗資料館閉館



2020  
R2

対馬歴史研究センター開設



2022  
R4

4月 対馬博物館開館記念シンポジウム開催  
7月 企画展「修理のあゆみ～対馬宗家文書修理30年の歴史～」開催  
12月 科学研究費シンポジウム  
「広がる！対馬歴史研究-対馬藩から見る江戸時代の日本-」開催

2023  
R5

7月 夏休みワークショップ  
9月 「くずし字キーホルダーをつくろう」開催  
平常展特集「対馬の古文書展」開催





|

# 調査研究



# 資料閲覧室の利用について

長崎県対馬歴史研究センター(以下「当センター」)所蔵の資料を、資料閲覧室で閲覧できます。  
下記事項にご留意の上、ご利用ください。



## 開室時間

午前 9 時30分から午後 4 時30分まで



## 閉室日

土日・祝祭日および年末年始(12月29日から1月3日まで)

ただし、業務の都合により閉室する場合があります。

詳しくは、研究センターのホームページ(<https://tsushima-hrc.jp/>)の資料閲覧予約システムにてご確認ください。



## 利用料

無料(撮影含む)



## 利用人数

1日あたり最大2組



## 利用の手続き

- ◆ 閲覧を希望される方(以下「閲覧者」)は、閲覧希望日の10日前までに**資料閲覧予約システム**にてご予約ください。予約は閲覧希望日の3ヶ月前から可能です。(先着順)
- ◆ なお、インターネット予約ができない場合は、当センターに直接電話でお申込みください。(TEL:0920-52-3687)
- ◆ 閲覧希望日の10日前までに、当センターから予約確定メールをお送りします。なお、資料の状態によっては、閲覧をお断りすることがあります。
- ◆ やむを得ない理由によりキャンセルされる場合は、当センターに電話でご連絡をお願いします。  
なお、無断キャンセル及びやむを得ない理由以外のキャンセルについては、次回からの利用をお断りすることがあります。
- ◆ 来所当日は、予約確定メールをプリントアウト、あるいはメール画面表示にて、当センター(対馬博物館2階)までお越しください。  
なお、対馬博物館の閉館日は玄関が閉まっているため、職員通用口から入退室いただけます。

利用予約カレンダー  
はこちらから



## ✓ 利用日数・閲覧資料点数

利用日数は、最長連続する3日間とし、閲覧できる資料数は、1日あたり最大20点とします。ただし、所長が特に認める場合は、この限りではありません。

なお、二次資料(資料写真を印刷したもの)がある場合は、二次資料での閲覧をお願いします。(二次資料の閲覧数は、閲覧資料の点数には含めません。)

## ✓ 利用上の注意事項

閲覧者は下記のことを遵守してください。従わない場合は利用を停止することがあります。

- ◆ 感染症に感染または体調が悪い場合(37.5度以上の発熱がある、咳やのどの痛み等がある等)は来所しないこと。
- ◆ 駐車は対馬博物館駐車場を利用すること。
- ◆ 利用者は、防犯カメラへの記録及び対馬博物館に利用日時、所属情報を提供することについて、了承したうえで来所すること。
- ◆ 入室時の検温、マスクの着用、手指の消毒など感染症対策に協力すること。
- ◆ 許可されたエリア以外には立ち入らないこと。また、資料閲覧室を離れる場合は当センター職員に連絡すること。
- ◆ 飲食(アメ等も含む)及び喫煙は行わないこと。
- ◆ 閲覧室には、カメラ、筆記用具、ノート、定規、パソコン、その他当センターが持ち込みを認めた物以外は持ち込まないこと。
- ◆ 閲覧は手を洗った後所定の場所で行い、閲覧後は資料を元の場所に返却すること。
- ◆ シャープペンシルやインクの出るボールペン等は使用しないこと。メモなどをする際は、鉛筆を使用すること。
- ◆ 撮影は撮影台でカメラを固定して行うこと。
- ◆ 当センター職員の指示に従うこと。

## ✓ 汚損・破損等

資料は丁寧にお取り扱いください。万一資料や設置備品等を汚損・破損又は紛失した場合は、現品又は相当の対価をもって弁償していただくことがあります。

## ✓ その他

当センターでは、コピー(複写)サービスは行っておりません。撮影された資料や研究センターが提供した資料画像を、書籍・論文・新聞・雑誌・テレビ、インターネット公開(ホームページやSNS等)等で使用される場合は、別途申請が必要となります。なお、申請の様式は、当センターのホームページに掲載しています。

# 研究入館者

令和5年度は、のべ74名を受け入れました。

# 資料貸出

佐賀県立名護屋城博物館

名護屋城博物館開館30周年記念特別企画展

「新時代へのかけはしー文禄・慶長の役から国交回復へー」

会期：令和5年9月23日(土)～11月5日(日)

貸出期間：令和5年9月14日(木)～11月30日(木)

資料名	管理番号	指定
信時老為果毅校尉龍驤衛司直告身	小野家文書135	県指定有形文化財



展示の様子（写真提供：名護屋城博物館）

# 寄託・寄贈・購入

令和5年度はなし

# 資料調査

令和5年度はなし

# レファレンス

当センター所蔵の資料や対馬の歴史に関するお問い合わせにお答えしています。令和5年度は、27件のお問い合わせに対応いたしました。

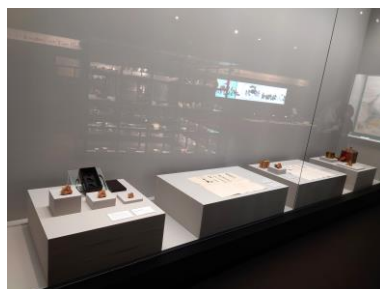
# 展示実績

対馬博物館の平常展示室での展示実績は次のとおりです。

資料名	管理番号・所有者等	展示 期間	指定
鴛鴦雄	絵図類(その他)Ak-3-4	2	◎
鯛魚	絵図類(その他)Ak-3-8	2	◎
下書対州産物絵図一冊	絵図類(その他)Ak-2	2	◎
葉材質正紀事 二	記録類Ⅲ-37朝鮮関係-B-2	2	◎
御牧馬并ニ御預ケ馬帳	記録類Ⅰ-2御郡奉行O-2	4	◎
御牧馬員数	記録類Ⅲ-19防備-C-8	3	◎
上牧下牧絵図	絵図類(絵図類)Ah-3	3	◎
御牧所絵図	絵図類(絵図類)Ah-4	4	◎
轡	金工121-6	3・4	
馬沓	金工121-7-1、2	3・4	◎
梅花皮写象牙鞍	個人蔵(県寄託)	3・4	
馬具(革帯)	漆工102-12	3	◎
馬具(革帯)	漆工102-13	4	◎
馬具(腹帯)	漆工102-14	3・4	◎
波に応龍文障泥	対馬市寄贈1	3・4	◎
宗義和図書	印章類76-1	5	◎
「義達花押」印	印章類69-1-1～3	5	◎
「義和花押」印	印章類77-11-1	5	◎
宗義和領知宛行状	久和家文書(寄贈)	5	
宗義達領知宛行状	久和家文書(寄贈)	5	
金石御城御櫓御門再建附御広間御普請記録	記録類Ⅱ-18勘定方関係F-2	6	◎
御城・御屋鋪 貳番四段	記録類Ⅲ-6屋敷・普請-1	6	◎
御城之御櫓門焼失御再建記録	記録類Ⅲ-6屋敷・普請-11	6	◎
賀島兵介肖像	個人蔵(県寄託)	7	
田代領絵図	絵図類(絵図類)B-1	7	◎
対馬国 肥前国 筑前国 下野国 府中領郷村高帳写	記録類Ⅰ-3田代関係B-35	7	◎
基肆養父与筑後之境目ニ有之大川之儀於江戸表川中境ニ相極候次第記録 全	記録類Ⅰ-3田代関係D-45	7	◎
対馬府中図屏風	レプリカ	8	

## 凡例

第1期 令和5年3月24日～5月17日	第5期 令和5年9月22日～11月15日	◎…国指定文化財
第2期 令和5年5月19日～7月12日	第6期 令和5年11月17日～令和6年1月4日	●…県指定文化財
第3期 令和5年7月14日～8月16日	第7期 令和6年1月4日～2月22日	○…市指定文化財
第4期 令和5年8月18日～9月20日	第8期 令和6年2月22日～3月31日(翌年度に続く)	(空欄は未指定)



対馬博物館平常展示の様子

御関所跡在番 忝人

御徒士目付方被召仕、

大船越

御番所在番 忝人

大小姓方被召仕、

下番

綱浦／

御番所在番 忝人

大小姓勤ニ御座候処、御儉約ニ付当時  
被相省、

## 凡例

- ・漢字は原則として常用漢字を用いた。
- ・「者」(は)、「江」(え)、「茂」(も)、「之」(の)、「了」(より)はそのままとした。
- ・丁の終わりには「了」を入れた。
- ・見せ消しは取り消し線を用いて表した。
- ・変体仮名はすべて平仮名に改めた。
- ・文字の大小は意識していない。
- ・適宜、読点や中黒を補った。
- ・改行は原本通りとした。



持役御目付方被召仕、

同御徒士目付 壹人

別方御徒士目付

御代官方江被相附、／

御横目頭 壹人

貳百五十石以下御馬廻方被召仕、

大小姓御横目 壹人

大小姓勤、

御横目 拾人

御徒士勤、

四代官

町代官

細物代官

一代官方書手

通詞

組横目

下目付

下代／

仲仕下代

---

番手

御蔵番

修理大工

面取立役人

浜方走り番

御代官方走り番

御関所

御横目頭 壹人

貳百五十石以下御馬廻方被召仕、

大小姓御横目 壹人

大小姓勤、

御横目 拾人

御徒士勤、／

御目付 壹人

御徒士目付 貳人

組横目

下目付

浜崎

御勘定手代 忝人

勤番者無御座、於彼地紙漉之主法ニ付  
被召仕、御年貢収納取立をも被 仰付、

御勘定所下代

紙漉方使番

御役場守ノ

大庄屋

小庄屋

勝本

御茶屋番

大小姓方被召仕、

用聞

地下町人江被 仰付、

朝鮮

館守 忝人

式百六十石以上表番頭又者持役之人方も  
被召仕、

裁判

両国御通交ニ関り不時重立候御用向、

御懸合之為御用人以上之番頭諸役方ノ

被召仕候事、尤年限裁判と申者公作米

五ヶ年之御約定ニ付、六ヶ年毎二年継之儀

御懸合被成候事、

一代官 忝人

御勘定奉行・朝鮮方頭役・添勘定・

朝鮮方添役方被召仕、

菓種方 忝人

御勘定手代方被召仕、

二代官

右同断、

表御目付 忝人

御代官方へ被相附、

浜方御目付 忝人

破損掛

山方役

玄關番

目付役

買物番

御門番

使番

小人

穀物改役

大廻船差引役

大庄屋

小庄屋

両町役

竿取役／

船裁判役

博多

博多役

御儉約二付被相省、地下之御扶持人江御屋敷守

申付、

長崎

聞役 忝人

式百五十石以下御馬廻方被召仕、

御勘定手代

勤番者無御座、当時就御用被召仕置、

御用達

御家代

地下町人芝山卯吉江被 仰付、／

御除物役

書手

御門番

足輕

使番

使番

御用達

地下町人春日龜弥太郎代々被 仰付、

御家代

地下町人深江屋忠右衛門代々被 仰付、

彰順院様御附役々

御傳役 忝人

御馬廻勤、／

御附医 忝人

御馬廻・大小姓医之内方被召仕、

附御目付

大小姓勤、

日記役 忝人

御徒士勤、

御供徒士 忝人

御徒士勤、

御料理人

下目付

御草履取

板本

下モ男／

田代

田代役 忝人

式百六十石以上御馬廻方被召仕、又御役柄ニ  
より小身方被召仕候儀も御座候、

同佐役

表大小姓又者持役有之人も被召仕、御用便

之品ニ依勤役御馬廻ニ而被召仕候節者

表役と被 仰付、

賄役 忝人

御勘定手代方被召仕、

手代役

地下御扶持人方申付、以下同断、

請払留役

用銀掛

佑筆役／

江戸詰組中／

御弓之者

御持筒之者

御鉄砲之者

御箆之者

足輕

下目付

御道具之者

御草履取

御厩之者

飼口之者

御駕籠之者／

大坂

御留守居 壹人

御勘定奉行方兼勤被 仰付、添勘定方

被召仕候節者在勤中御馬廻格御勘定

奉行被 仰付、

御勘定手代 貳人

御主法方為勤番被召仕、

役方手代

住宅御徒士方相勤、

川御座船頭

書手兼

住宅御扶持人田中左源治代々相勤、

御門番

使番

御家代

地下町人船越新七代々被 仰付、／

京都

御留守居 壹人

御儉約二付被相省、

御用場

住宅御徒士方相勤、

御門番

部屋頭

大部屋夫

御中屋敷番

御馬廻勤、

御下屋敷番

大小姓勤、

御寄附

御供頭・御使者番・表御小姓・御使徒士方

御番相務、

表御門／

御持筒・御鉄砲・御箆之三組方御番相務、

御通用御門

御徒士目付并下目付御道具之者方

御番相勤、

御中屋敷表御門

同御通用御門

御徒士目付并下目付住宅足輕方御番相務、

御下屋敷御通用御門

住宅足輕方御番相務、

御前様

若御前様

御附役々

御傳役

御馬廻勤、／

御附医

御馬廻・大小姓医之内方被召仕、

御目付

大小姓勤、

御広式勤

大小姓勤、

日記役

御徒士勤、

御料理人

中之口番

御錠口番

板本

下毛男

御門番

日帳付

御届方

与頭手代

但、御在国中者勤番無御座候、

同書手

大目付書手

御勘定奉行所

御勘定手代

書手

買物番

下代

郡方

手代

御徒士勤

書手

御留守居方

御留守居方勤、

住宅御徒士方被 仰付、

辻組小頭

辻組足輕

御馬方

乗り方

下厩

茶道方

表茶道

同坊主

賄方

賄掛

御徒士勤、

書手

下代

下モ男

使番

作事方

作事掛

御徒士勤、

大工小頭

夫小頭

史料翻刻

「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」

(長崎県対馬歴史研究センター寄託内野・津江家関係資料)

旅役之事

江戸

御家老

与頭

但、勤番之大目付方兼勤被 仰付、

大目付

表御用人／

御留守居

御勘定奉行

但、添勘定方も勤番被 仰付、

筆頭

但、勤番者無御座、当時就御用被召仕置、

御供頭

御馬廻勤、

御在国中者勤番無御座候、

御使者番

御馬廻勤、

表御小姓

大小姓勤、御馬廻方も被召仕、

新渡物掛

大小姓勤、

茶道掛

表御小姓之内方兼勤被 仰付、／

御供目付

御徒士勤、

御在国中者勤番無御座候、

御供徒士

右同断、

御使徒士

御徒士勤、

表書札方

案書役

御佑筆



<sup>13</sup> 前掲「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」、酒井雅代「日朝関係と対馬藩」(村和明・吉村雅美編『伝統と改革の時代』吉川弘文館、二〇一三年)。

<sup>14</sup> 高野信治「扶持人と村役・町役」(同『近世領主支配と地域社会』校倉書房、二〇〇九年、初出は二〇〇七年)。

<sup>15</sup> 前掲「扶持人と村役・町役」。

<sup>16</sup> 「両町」とは田代領内に存在した田代町と瓜生野町のことを指す。

<sup>17</sup> 高野信治「社会変容と訴願・改革・教諭」(前掲『近世領主支配と地域社会』)。

<sup>18</sup> 尾道博「博多における対馬藩蔵屋敷について」(同『近世日朝流通史の研究』五絃舎、二〇一三年)、守友隆「幕末期博多の対馬藩蔵屋敷についての一考察」(『福岡地方史研究』五三、二〇一五年)。

<sup>19</sup> 前掲「幕末期博多の対馬藩蔵屋敷についての一考察」。

<sup>20</sup> 以下、岡本健一郎「対馬藩における長崎屋敷移転と御用商人」(『長崎歴史文化博物館研究紀要』六、二〇一二年)。

<sup>21</sup> 浜玉町史編集委員会編『浜玉町史 上巻』(佐賀県浜玉町教育委員会、一九八九年)。

<sup>22</sup> 前掲『浜玉町史 上巻』、鳥栖市誌編纂委員会編『佐藤恒右衛門日記』(鳥栖市、二〇〇三年)、鳥栖市誌編纂委員会編『佐藤恒右衛門毎日記 続』(鳥栖市、二〇〇四年)。

<sup>23</sup> 前掲『浜玉町史 上巻』。

<sup>24</sup> 以下、倭館の概要については、前掲『近世日朝通交貿易史の研究』、

田代和生『新・倭館』(ゆまに書房、二〇一一年)による。

<sup>25</sup> 長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』五〇、一九六八年)。長氏によると、裁判には使命によって、①信使迎送裁判、②訳官迎送裁判、③公作米年限裁判、④幹事裁判、の四種類があった。

<sup>26</sup> 前掲「天保期における対馬藩府中の役所と役職」。

<sup>27</sup> 古川祐貴「(作品解説) 佐須奈浦図」(九州国立博物館・長崎県立対馬歴史民俗資料館編刊『日朝交流の軌跡』二〇一二年)。

<sup>28</sup> 岡本健一郎「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」(『九州史学』一三〇、二〇〇二年)。

<sup>29</sup> 森山恒雄「対馬藩」(長崎県史編集委員会編『長崎県史 藩政編』吉川弘文館、一九七三年)、前掲「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」。

<sup>30</sup> 前掲「天保期対馬藩における八郷の役職」。

<sup>31</sup> 前掲「対馬藩の往来船管理と各浦の役割」。

<sup>32</sup> 前掲「天保期対馬藩における八郷の役職」。

<sup>33</sup> 前掲「天保期対馬藩における八郷の役職」。

<sup>34</sup> 前掲「扶持人と村役・町役」。

<sup>35</sup> 「家業人 一番」(長崎県対馬歴史研究センター所蔵対馬宗家文庫史料Ⅲ・18・D⑧・2)ほか。なお、同史料には家業人として、医師・外科・儒者・御祐筆・日帳付・能方・鐘術・弓術・砲術・馬医・乗方・鷹師・絵師・細工人・研師・御船附・据物師が記される。

(まるやま・ひろき 熊本県教育庁文化課学芸員)

した対馬藩の出先機関とそこに置かれた役職（旅役）を概観した。旅役のなかには「御扶持人」や「地下町人」と呼ばれる地元住民の存在を確認することができる。田代領の「御扶持人」は特別な社会階層から雇用され、なかには世襲化する者もいた<sup>10</sup>。また、地下町人も多くは世襲だったことから、出先機関の所在する地域では特定の住民と対馬藩との個別的関係が成立・緊密化し、地域社会に影響を与えたと考えられる。地域社会における「御扶持人」や「地下町人」の位置については、多角的な視点から今後も検討していく必要がある。

以上、三号にわたって「御役名并諸役所名前帳」の紹介と天保期対馬藩の役所および役職を概観してきた。今回の史料紹介によって明らかになった藩政機構の全体像をふまえながら、対馬藩の基礎史料である「毎日記」をアーカイブ学的観点から読み解いていくことが今後必要となる。各役所・役職の具体的在り方については、「御役名并諸役所名前帳」と諸史料を照合した実態説明が今後進められることを期待したい。また、「御役名并諸役所名前帳」に記載される役職のなかに鷹師や絵師といった「家業人」の多くが含まれないことなど<sup>11</sup>、藩政機構における役職と家職の関係については今後の課題としておきたい。

「拙稿」天保期における対馬藩府中の役所と役職―「府内・田舎・旅

役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―（『長崎県対馬歴史研究センター所報』一、二〇二一年）。

<sup>10</sup> 拙稿「天保期対馬藩における八郷の役職―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』二、二〇二二年）。

<sup>11</sup> 渋谷葉子「上屋敷（機能など）」（松尾美恵子・藤實久美子編『大名の江戸暮らし辞典』終風舎、二〇二一年）。

<sup>12</sup> 宗家は安政三年頃に上屋敷（柳原・中屋敷（本所六間堀元矢ノ倉）・下屋敷（箕輪））の三つの江戸屋敷を所有していた（前掲『大名の江戸暮らし辞典』）。

<sup>13</sup> 前掲「天保期における対馬藩府中の役所と役職」。

<sup>14</sup> 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』（吉川弘文館、二〇一八年）。

<sup>15</sup> 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）。

<sup>16</sup> 前掲『近世日朝通交貿易史の研究』。

<sup>17</sup> 泉澄一『対馬藩の研究』（関西大学出版部、二〇〇二年）。

<sup>18</sup> 拙稿「対馬宗家による朝鮮鷹の輸送と献上」（『長崎県対馬歴史研究センター所報』二、二〇二二年）。

<sup>19</sup> 前掲『近世日朝通交貿易史の研究』。

<sup>20</sup> 「御徳」とは家老の古川図書を中心に天明八年から行われた儉約仕法で、①対馬の農業振興、②朝鮮貿易の一手藩営化、③市中への殖産等を目的とした（鶴田啓「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）。

分と考えられる。

## 二、島内出先機関の役割

次に、島内の出先機関について概要を述べる。

### 1 佐須奈関所・鰐浦関所

一五頁の「御関所」は島内の出先機関のうち佐須奈関所と鰐浦関所のことと考えられる。佐須奈は佐護郷、鰐浦は豊崎郷に所在する村で、朝鮮半島と対馬を行き来する船や人を監視するための関所が置かれた。

鰐浦は佐須奈よりも早い段階から関所として機能していたが、湾内が狭く、時期によっては入港できないことがあったため、寛文期（一六六一〜一六七三）には新しく佐須奈に関所が置かれた<sup>28</sup>。それにより、朝鮮往来船は延宝五年以降、三〜八月は佐須奈、九〜翌二月は鰐浦というように半年ごとに関所を使い分けることとなった。関所として機能しない期間には「御関所跡在番」が置かれ、一時的に避難してきた船などの対応を担った<sup>29</sup>。このように、季節によって関所の機能と人員が移動したことから、同史料では佐須奈と鰐浦の役割をまとめて「御関所」と示したと考えられる。

## 2 大船越

大船越は与良郷に所在する村で、同地には寛文期の開削工事で開かれた玄界灘と浅茅湾を結ぶ海路（＝瀬戸）がある。瀬戸は対馬西岸部と対馬府中、さらには朝鮮と日本本土を結ぶ重要な通路であったことから、番所が置かれて往来船の管理を行った<sup>30</sup>。この番所に詰めることになっていったのが「御番所在番」で、府中から大小性格の人物が派遣された。また、在郷給人からは「大船越在番助役」が任命されて在番の補佐役を担い<sup>31</sup>、その他に下番が番所に詰めることになっていた。

### 3 綱浦番所

綱浦番所は仁位郷小綱村に置かれた番所である。綱浦は天候などにより佐須奈・鰐浦へ入ることができない船が廻送する（「欠乗」<sup>かきのり</sup>）港に指定されており、同番所は往来船の監視や船改めなど関所の役割を担っていた<sup>32</sup>。「御役名并諸役所名前帳」作成時点では唯一の役職だった「御番所在番」が欠員となっており、その代わりに仁位郷の在郷給人から「綱浦御番所見かじめ在番代勤」が置かれていた<sup>33</sup>。また、足軽・百姓が就任した「小綱村御番所定番」の存在も確認できる<sup>34</sup>。

### おわりに

本稿では「御役名并諸役所名前帳」にみえる島外および島内に所在

柴山卯吉」の名前がみえ、天保期においても同家が家代を勤めていた。

## 7 浜崎

文化八年に対馬での国書の交換(易地聘礼)を成功させた対馬宗家は文政元年(一八一八)に下野国安蘇郡・同国都賀郡・筑前国怡土郡・肥前国松浦郡のうち二万石を増された。そのうち、筑前国怡土郡・肥前国松浦郡の支配を円滑に行うため、松浦郡浜崎に「御役場」が置かれた。浜崎役場は田代代官所の出張所扱いとなり、田代―浜崎間では頻繁に役人の行き来があったことを確認できる。また、「紙漉之御主法」とあることから、対馬藩が浜崎での紙生産に力を入れていた様子うかがえる。安政五年(一八五八)、田代に主方向役所が置かれてから、浜崎では櫛・紙・砂鉄の生産が盛んに行われたが、天保期の時点でその素地を見出すことができる。

## 8 勝本御茶屋

対馬と博多の間に位置する杵岐国は近世をとおして平戸藩領だった。杵岐は対馬宗家にとって参勤交代など当主の移動に際して必ず立ち寄る交通上の要所であったことから、対馬藩の御茶屋が置かれた。勝本御茶屋後も前述の「御俸徳」によって一度廃止され、その後再設置さ

れたようである。「御役名并諸役所名前帳」作成時点では「御茶屋番」と地下町人の「用聞」が勤務していたことが分かる(一六頁)。

## 9 朝鮮(倭館)

倭館は朝鮮国釜山に設置された日本人居留地である。江戸時代に入って初めて設置された倭館は釜山の豆毛浦にあったが、延宝六年(一六七八)に釜山の草梁に移された。その後、倭館は明治六年(一八七三)に外務省に接収されるまでの約二〇〇年間、同地に存在し続け、日朝間における外交実務や貿易の場として機能した。

館守から横目までの一二種類の役職は徒士格以上の者が就任したものと考えられる。それぞれ就任できる家格が決まっていることが多かったが、そのなかでも一代官や葉種方は国元で特定の役職(勘定奉行・勘定手代など)に就いていた者から選ばれることになっていた。また、裁判は朝鮮と「不時重立候御用向」を交渉するために臨時に任命された役職である。そのうち、「年限裁判」は朝鮮側が貿易代金として支払う米(公作米)に関する交渉を担当した裁判を指す。

一五頁の四代官から代官方走り番の一五種類の役職は徒士格よりも格下の者から任じられたと考えられる。四代官・町代官・通詞など、府中に置かれた町役と同じ名称の役職を確認でき、これらは町人身

ていたことが分かる。

また、京都屋敷の役職のうち、「彰順院様御附役々」の存在は注目される。「彰順院」とは、一二代・宗義功よしかたの妻で、公家の大炊御門家孝おおいのみかどいえたかの娘である。義功が死去したのは文化一〇年（一八一三）のことで、その後「彰順院」は江戸から京都へ移り、「御役名并諸役所名前帳」作成時点で京都屋敷に居住していたことを本史料から推測することができるとも。

#### 4 田代代官所

田代領は肥前国にあった対馬藩の飛地で、同国の養父郡やぶと基肄郡きいからなる。田代領の支配は田代代官所を中心に行われ、対馬から派遣された役人や田代の領民が代官所の業務に従事した<sup>14</sup>。一八頁の田代役・田代佐役（同佐役）・賄役の三人が対馬から派遣された者が就く役職で、同頁の「手代役」以下には田代領民（「地下扶持人」）が就いた。後者は享保期（一七一六～一七三六）に登用方針が定着し、その後次第に世襲化・家臣化する傾向が強くなったことが指摘されている<sup>15</sup>。また、「御役名并諸役所名前帳」には大庄屋や「小庄屋（庄屋）」といった村役人や「両町役<sup>16</sup>」といった町役人の存在も確認できる。このことと関連して、享保六年には大庄屋・庄屋の選任に入札制が導

入されたものの、先任の血縁者が選ばれる傾向が強かったことが指摘されている<sup>17</sup>。

#### 5 博多蔵屋敷

博多蔵屋敷は筑前国博多に置かれた対馬藩の蔵屋敷のことである。同蔵屋敷は田代―博多―対馬間における物資輸送の拠点であったとともに、対馬―田代間の藩士往復の拠点、福岡藩との交渉窓口でもあった<sup>18</sup>。前述のとおり、博多蔵屋敷は寛政期に一度廃止されたものの、その後再設置されて田代代官所の管轄となった<sup>19</sup>。再設置後の「博多役」は欠員とされ、「地下之扶持人」が「御屋敷守」として博多屋敷の管理を担っていたことが分かる（一七頁）。

#### 6 長崎屋敷

長崎屋敷は、朝鮮漂流民の送還と朝鮮へ輸出する唐物の調達を本来の目的として設置され、これに加えて近世中期以降は、朝鮮産・対馬産の俵物を確保することを目的とした<sup>20</sup>。はじめは長崎本紺屋町に置かれたが、建物が老朽化し手狭になってきたことを理由に、天明七年（一七八七）には西築町へ移転した。この移転を機に町人の芝山家が「永代家代」を保証された。「御役名并諸役所名前帳」には「地下町人

## 2 大坂蔵屋敷

方)に勤務した役職と考えられる。  
 ④では江戸詰めの中が列挙される。「御弓之者」や「御持筒之者」をはじめとした計一十種類が示されるが、基準は不明である。

(表一) 江戸屋敷における役職・役所対照表

役職	家格	対応する役所 (頁数)
家老職	—	—
与頭	—	届方 (P21) カ*
大目付	—	届方 (P21) カ*
表用人	—	—
留守居	—	留守居方 (P21)
勘定奉行	—	勘定奉行所 (P21)
筆頭	—	表書札方 (P22)
供頭	馬廻	寄附 (P20)
使者番	馬廻	寄附 (P20)
表小姓	大小姓・馬廻	寄附 (P20)
新物掛	大小姓	—
茶道掛	—	茶道方 (P21)
供目付	徒士	—
供徒士	徒士	—
使徒士	徒士	寄附 (P20)

\*与頭は大目付から兼勤。届方に与頭手代と大目付書手の存在を確認できる。

大坂蔵屋敷は大坂に置かれた対馬藩の蔵屋敷で、時代によって移転したり、複数置かれたりしたが、天保八年の時点では天満十一丁目にあった。近世中期まで同蔵屋敷は銅・狐皮・狸皮など、朝鮮への輸出品調達の拠点であり、朝鮮鷹などの輸入品の売却拠点でもあった。天保期における状況は不明だが、「御家代」として地下町人の船越新七がみえることから、同人をとおして何らかの輸出入品のやりとりを行っていたことが推測される。

### 3 京都屋敷

京都屋敷は京都に置かれた対馬藩の屋敷で、近世中期までは日朝貿易で輸入された白糸・絹織物の集荷地点とされた。日朝貿易における白糸・絹織物輸入は、生糸の国内生産量増大などを理由に減少し、寛政期までには途絶したとされている。寛政元年(一七八九)に対馬藩は「御儉徳」のために大坂役方を縮小するとともに京都屋敷・博多蔵屋敷・勝本御茶屋の廃止を幕府に願い出て一〇年間の廃止が決定されたが、京都屋敷が対象とされたのは日朝貿易の衰退に伴うものと考えられる。一方で、対馬藩が白糸や絹織物などの輸入品を渡していた深江屋は「御役名并諸役所名前帳」に「御家代」として記載されることから(一八頁)、天保期においても対馬藩と深江屋の関係が続く

## 【史料紹介②】

### 天保期における対馬藩の旅役

―「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」の紹介―

#### 丸山 大輝

創刊号と二号に引き続き「府内・田舎・旅役之所々御役名并諸役所名前帳」（以下、「御役名并諸役所名前帳」とする）を紹介する。本稿では「御役名并諸役所名前帳」の内容のうち、旅役の部分を解説・翻刻する。旅役とは、対馬府中以外に所在する藩の出先機関に勤める役職のことである。本稿では、最初に対馬藩の出先機関を対馬島外と島内に分けて概説し、最後に史料の翻刻文を掲載する。

#### 一、島外出先機関の役職

まずは、対馬藩の出先機関について整理したい。天保期（一八三〇～一八四四）における対馬藩の出先機関には、島外の江戸・大坂・京都・田代（肥前国）・博多（筑前国）・長崎・浜崎（肥前国）・勝本（吉岐国）・朝鮮（倭館）と島内の「御関所」（佐須奈・鰐浦）・大船越・網浦にあった。島外の出先機関からそれぞれ概要を述べる。

#### 1 江戸屋敷

江戸屋敷は一般的に大名が在府中に居住するための屋敷で、大名の妻子や家臣も住んだほか、江戸における藩の役所も置かれた。対馬藩の場合も江戸屋敷内に宗家の家族が居住する空間と藩の役所が併存した。 「御役名并諸役所名前帳」には、江戸屋敷の役職が、①江戸屋敷における中心的役割を持つ役職、②役所毎の役職、③「御前様・若御前様御附役々」、④江戸詰組中、の四項目に分けて記載されている。

①は「御家老」から「御使徒士」までの一五種類がみえる。これらの役職と管轄する役所の対応関係を示したのが表一である。国元の役職・役所対応表と比較すると、江戸屋敷では中核となる役職が担当役所を持つ場合はわずかだったことが分かる。また、「御役名并諸役所名前帳」が作成された天保九〜一〇年の段階では、別の役職との「兼勤」だったり、「御用」に応じて設置されたりする役職もあった。

②には江戸屋敷に置かれた役所毎の役職が列挙される。役所毎の人員配置をみると、「奉行」とつく役職は勘定奉行のみで、それ以外はほぼ「手代」・「掛」クラスの役職だった。①とあわせると、府中の役所・役職よりも江戸屋敷の方が小規模だったといえる。

③は「御前様（藩主・宗義章の妻）」・「若御前様」付の役人である。藩主の妻など宗家の女性家族に付く役人であることや「錠口番」の存在から、女性を中心とした藩主家族が日常を過ごす空間（＝奥向の奥

一、馬守松浦津守松藤兼光新  
 以、河内津守松藤兼光新  
 持七右史墨村清定保家新島成白  
 一、馬守松浦津守松藤兼光新  
 以、河内津守松藤兼光新  
 持七右史墨村清定保家新島成白

第九紙

一、馬守松浦津守松藤兼光新  
 以、河内津守松藤兼光新  
 持七右史墨村清定保家新島成白  
 一、馬守松浦津守松藤兼光新  
 以、河内津守松藤兼光新  
 持七右史墨村清定保家新島成白

第十紙

第十一紙









図版 小野家文書「(高麗陣) 覚」

西園寺相談之口相談事成  
 大明人八拾萬騎之来々相々口相  
 談事成西園寺相談事成日本  
 返討仕公時落廣守殿之虎  
 与公之友及て相一冲也  
 之深、日本之相路海道に相  
 相ら其時 射馬に相採津守殿  
 下野、釜山浦丸に、城路中陣に  
 乃如也

一 射馬に相採津守殿、大明  
 人、相拾万騎、漢、口相談  
 西園寺相談事成、日本、相々、口  
 相談事成、西園寺相談事成、日本、  
 返討仕公時、落廣守殿、之、虎、  
 与公之友及て、相、一、冲也、  
 之、深、日本之、相、路、海、道、に、相、  
 相ら、其、時、射馬に、相、採、津、守、殿、  
 下野、釜山浦丸に、城路中陣に、  
 乃如也

西園寺相談事成、日本、相々、口  
 相談事成、西園寺相談事成、日本、  
 返討仕公時、落廣守殿、之、虎、  
 与公之友及て、相、一、冲也、  
 之、深、日本之、相、路、海、道、に、相、  
 相ら、其、時、射馬に、相、採、津、守、殿、  
 下野、釜山浦丸に、城路中陣に、  
 乃如也

第一紙

西園寺相談事成、日本、相々、口  
 相談事成、西園寺相談事成、日本、  
 返討仕公時、落廣守殿、之、虎、  
 与公之友及て、相、一、冲也、  
 之、深、日本之、相、路、海、道、に、相、  
 相ら、其、時、射馬に、相、採、津、守、殿、  
 下野、釜山浦丸に、城路中陣に、  
 乃如也

一 大唐の解、相、採、津、守、殿、  
 殿、之、友、及、て、相、一、冲、也、  
 之、深、日本之、相、路、海、道、に、相、  
 相ら、其、時、射馬に、相、採、津、守、殿、  
 下野、釜山浦丸に、城路中陣に、  
 乃如也

西園寺相談事成、日本、相々、口  
 相談事成、西園寺相談事成、日本、  
 返討仕公時、落廣守殿、之、虎、  
 与公之友及て、相、一、冲也、  
 之、深、日本之、相、路、海、道、に、相、  
 相ら、其、時、射馬に、相、採、津、守、殿、  
 下野、釜山浦丸に、城路中陣に、  
 乃如也

第二紙

た杭の上に置き、保家新十郎に鎧を持たせ、早馬に乗せたところ、一〇〇枚ともども一走りですべて突き抜けた。そのうえ下げ針を突き、瓢箪を突き、橋の擬宝珠に乗せた瓢箪を七鎧つづ突いて見せたところ、明人も朝鮮人も目を驚かし、「かかる武士が日本にいくらでもいるのであれば、明をも敗走させることであろう。なにとぞその才覚を用いて太閤様を亡き者にて欲しいものだ」と申して、遊撃は朝鮮に残留し、日本へ渡ったとの事である。

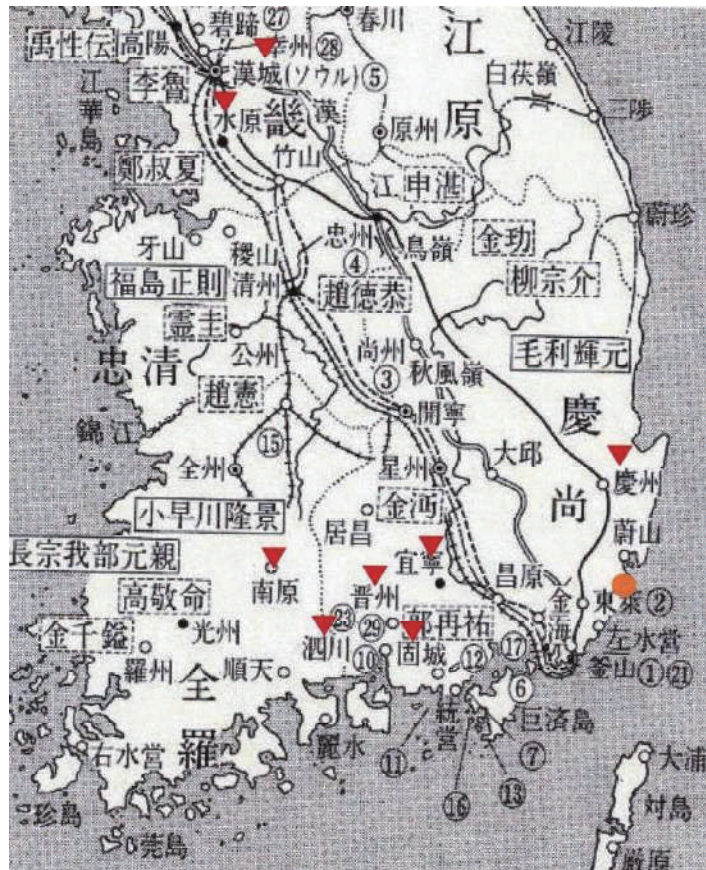
文中に遊撃とあるのは、明の遊撃將軍である沈惟敬という者である。

同じく砂道の干切の薩摩守御陣の前というのは、今の砂道原の海辺に薩摩堀という(地名)があり、その古跡である。

【後記】本稿は、令和五年(二〇二三)九月二十四日に対馬市交流センターにて開催された日本古文書学会研究発表会で発表した「対馬小野家文書『高麗陣』覚』について」の内容を成稿したものである。

(よねたに・ひとし 早稲田大学商学部兼任講師)

【朝鮮南部地図】蔚山の下の●が加藤清正の陣所がある西生浦。



北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』(吉川弘文館、一九九五年)三八頁掲載の地図を加工した。

すようにして下さい」と返答された。その時、(調信)下野が言うには、「ま  
ずはできる限り番船を造作し、船数を過剰に動員させ、日本の大名  
衆の城（の前に）押しかけ、そのうち(釜山鎮倭城)釜山浦の御本陣に（迫って）  
五日も十日も鉄砲戦を仕掛ければ、その噂が必ずや日本に伝わり、  
(豊臣秀吉)太閤様も「朝鮮にもものものがあるのだな」と、思し召しになる  
でしょう。そうすれば、(宗義智)対馬守様と(小西行長)摂津守様による講和交渉も（成  
就して）忠節を果たすこととなるでしょう。まずは過分に船を作り、  
その上乗りには我が方の（対馬の）者を同乗させよ」と、調信が申  
した（ところ）、朝鮮と明が全面同意した。以後、(巨濟島)唐島のとくし  
ゆそう「不明」に命じて、番船四八艘を造作し、その上乗りとして  
武田又五郎と薩摩清人の兩人が搭乗した。(沙道原)サストウバルの干切の前  
にある(島津義弘)薩摩守殿の御陣所の前を通過した時、薩摩清人は唐団扇を手  
にして、大声でこう言った。「そこにいらっしやるのは(島津義弘)薩摩守殿と  
お見受けする。かように申すは身内の清人でござる。(巨濟島)唐島で造作  
した番船は七七八艘でござるぞ。元の主をお慕わしく存じますゆえ、  
忠告いたしますが、ただただ早々に御帰陣めされよ」と申した。  
その時、(島津義弘)薩摩守殿は、「さては身内の清人であるか。お前の様な者  
でさえ四八艘の船大将となったのか。その程度の（数の）船ならば、  
一撃で手の内に誘い込んで揉み潰すことなど、手易いことだ。お前

は異国の手先となったのか。武器が不足しておろう。これを取れ」  
と言って、鎧三領と太刀と長刀を海中に投じて、「これを取れ」と  
（義弘殿が）仰せられたが、「この方に不足はござらぬ」と（清人）  
は申して、受け取らなかった。この時、（島津方の）船からは一筋  
の矢も放たれず、陸から鉄砲は一発も打たれることはなかった。  
一、それ以降、（明と朝鮮の軍勢は）(釜山鎮倭城)丸山本城に押し寄せ鉄砲戦を仕  
掛けたが、もともと申し合わせた上での戦いだったので、鉄砲は空  
砲で、矢には鏃がはめられていなかったため、一人の死傷者もでな  
かった。夜明けに番船は黒崎の内に陣を構え、様子を見計らって、  
日本の軍勢はみなみな（本国へ）撤退した。  
一、(宗義智)対馬守様・(小西行長)摂津守様・(景輦玄蘇)蘇長老・(調信)下野が（本国へ）帰陣され、い  
よいよ講和（となった時）、人質として梯七太夫・岡村清蔵・保家  
新十郎・武田又五郎・武田又七・薩摩清人らが、主君と別れて敵陣  
の手に渡り、講和交渉を行った。この事を対馬島内にて知らない者  
はいない。  
一、明人が、漢城にて、様々な力比べの慰み事をした時、「日本や朝  
鮮には武士たる者がいない」と言ったので、くわがいそ「不明」が  
こう述べた。「両国講和のため人質となっている日本人の所作を見  
てみよう」と言ったので、一〇〇枚の白い笠を（道の）左右に立て

に（この事を）伝えたところ、<sup>（冊封使）</sup>天使は、「いつそのこと（<sup>（清正）</sup>陣所の）本丸を焼いてもらいたい」と、<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃に申し渡したので、（<sup>（沈惟敬）</sup>惟敬は）<sup>（調信）</sup>下野殿に（その旨を）申し入れた。（そこで）<sup>（調信）</sup>下野殿は通事を介してこう述べた。「彼の<sup>（清正）</sup>虎之助殿（の陣所の）本丸は、瓦葺きで石垣も高く、そのうえ警備も厳重であるため、放火するすべがございませぬ。さりながら<sup>（冊封使）</sup>伝奏がさように申し召しとあらば、<sup>（冊封使）</sup>二ノ丸は板葺き（の建物）もあるのです、<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎と<sup>（冊封使）</sup>又七に、<sup>（冊封使）</sup>伝奏の御判物〔署名文書〕を授与されて、朝鮮人に補給をさせて、道中を無事に通過させ、りやくさん〔梁山または糧散〕のように御遣わし下されたい」と、<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃に申し渡された。よって<sup>（冊封使）</sup>伝奏の御判物〔署名文書〕を<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃が受け取って、<sup>（調信）</sup>下野殿に渡し、ついで<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎と<sup>（冊封使）</sup>又七が受け取って、りやくさん〔梁山または糧散〕のように参ろうとした。その時、りやくさん〔梁山または糧散〕の奉行である<sup>（全判事？）</sup>てん判事という人が、大事をとって（<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎と<sup>（冊封使）</sup>又七を）通さなかつた。七日（目）、（朝鮮側から）補給を受けて往来し、九日（目）にて釜山浦に帰着した。このことを（<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎らが）詳しく<sup>（調信）</sup>下野へ伝えたので、（<sup>（調信）</sup>調信は）<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃へこれを申し渡し、（さらに）<sup>（冊封使）</sup>天使がこれを聞いたところ、「朝鮮人が日本人を疑って通行させなかつたのは当然である。さてさて<sup>（調信）</sup>武田又五郎と<sup>（調信）</sup>又七は、<sup>（調信）</sup>下野殿の命令と

は申しながら、朝鮮に対して並み優れた忠義を果たしたのだから、朝鮮国王に伝えて（彼らに）官職を授けさせるべきである」と（<sup>（冊封使）</sup>冊封使は）仰せられた。すなわち「国王へ仰せ上げられよ」と<sup>（沈惟敬）</sup>遊撃は言った。彼の<sup>（清正）</sup>虎之助殿の御陣所を焼き払った事は、朝鮮においても明においても知らない者はいない。

一、<sup>（冊封使）</sup>宣寧にて、くわがいそ「不明」との講和交渉をされた時、彼の<sup>（冊封使）</sup>梯七太夫が使者となり、<sup>（冊封使）</sup>岡村清藏・<sup>（冊封使）</sup>保家新十郎・<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎は、<sup>（冊封使）</sup>宣寧の古城〔<sup>（冊封使）</sup>宣寧邑城〕に家屋を作り、くわがいそ「不明」の（人質として）預けられて滞在した。そのうえ<sup>（冊封使）</sup>鎮海・<sup>（冊封使）</sup>咸安・<sup>（冊封使）</sup>晋州・<sup>（冊封使）</sup>固城・<sup>（冊封使）</sup>泗川・<sup>（冊封使）</sup>宣寧・<sup>（冊封使）</sup>高靈の七郡を請け取り、七年間（朝鮮の百姓に）耕作をさせ、日本の味方を敵方のように（工作を）働いたことは、主君の命とは言え、（<sup>（冊封使）</sup>日朝）両国の講和のため、一命を惜しまず苦勞した（ためのことである）。<sup>（冊封使）</sup>梯七太夫・<sup>（冊封使）</sup>岡村清藏・<sup>（冊封使）</sup>保家新十郎・<sup>（冊封使）</sup>武田又五郎・<sup>（冊封使）</sup>武田又七・<sup>（冊封使）</sup>薩摩清人が、（そうした功勞者であることを）知らない者は、朝鮮国内に一人もいないとのことである。

一、<sup>（調信）</sup>下野が言うには、「朝鮮は日本と比べ男子たる者がいない（文弱の国である）ので、なにとぞ御配慮を施され、朝鮮が存続できるようにしてください」と、<sup>（冊封使）</sup>伝奏に仰せ入れられたところ、<sup>（冊封使）</sup>両天使は、「なにとぞ<sup>（宗義智）</sup>対馬守様と<sup>（小西行長）</sup>摂津守様の御配慮をもって、朝鮮が存続しま

になっているでしょう。ことに我々がこの体たらくで（釜山まで）

帰陣したのであるから、（豊臣秀吉）太閤様御自身もいかに（思し召しなのか

と）案じております。どうか知略を用いて（明と）講和することに

なれば、むしろ日本の大名・小名のためにもなるのでは、と存じて

おります」と仰せられたところ、（小西行長）摂津守殿は聞き入れられて、「そ

れがしもそのように考えていたのだ」と仰られた。そして（柳川調信）下野

を召し出して、「この件をしかるべく（進める）よう（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃

に相談せよ」と命じられた。その時、（冊封使）梯七太夫と（冊封使）保家新十郎の兩名

を講和使節にして、（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃のもとへ参らせ、講和の合意が

成立すると、（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃は（釜山鎮倭城）釜山浦の城へ下向した。その時に、

（沈惟敬）遊撃は（柳川調信）下野にこう言った。「（宗義智）対馬守様が講和のことを仰られ、

明と朝鮮がともども合意したので、まずは（冊封使）両伝奏が（釜山浦）釜山浦まで下向

された」

一、「明・朝鮮ともども彼の（清正）加藤虎之助殿を大悪敵とみなしているの

で、（宗義智）対馬守様と（小西行長）摂津守様が相談されて（豊臣秀吉）太閤様の御前で、（清正）殿の

評判が）悪くなるよう工作して頂きたく存じます。その上で、（清正）虎之助

殿の御陣所を、明・朝鮮と相談して焼き払い、本願成就いたしたい

のですが、（清正）朝鮮主導で（清正）虎之助殿の御陣所に火を掛けることは困難で

あります。なにとぞ（調信）下野殿の御判断をもって（宗義智）対馬守様へ上申されて、

（清正）虎之助殿の御陣所を焼き払って頂きたい」と、（沈惟敬）遊撃は申された。

その時、（調信）下野は「彼の（清正）虎之助殿の御陣所を是非とも焼き払いたいで

す。明・朝鮮ともどもそうお考えならば、それがしの身内の者に命

じて、陣所に放火して（冊封使）天使と（沈惟敬）遊撃の本望をかなえましょう」と

申された。そして（清正）武田又五郎と又七の兩人に命じたところ、（兩名

は）（清正）虎之助殿の御陣所がある（西生浦）西生浦に赴き、日数で十日ほど探索し

たが、警備が厳しくて、放火できるような状況ではなかった。よう

やく十一日（目）にあたる夜に、火を付けたが、その夜は風がベタ

風だったので、御陣所の兵卒がやって来て火を消してしまった。（そ

の結果）ようやく五〇軒ばかり焼失する（に留まった）。今（この

証言を）お疑いならば、そのころ（清正）虎之助殿のもとに朝鮮人が五百人

ほど居住していたので、その者たちにお尋ねなされて欲しい。（さ

て）その時、（武田又五郎）武田又五郎と又七は、昼は山中に隠れ、夜は道を進み、

人目を避けて、往来（して）十六日（目）に（釜山浦）釜山浦に帰還した。こ

のことを（調信）下野に知らせ、（沈惟敬）遊撃に通知されたので、（沈惟敬）遊撃は、「さて

もさても（西生浦）西生浦を焼き打ちしたとの事、朝鮮人からの知らせで承知

いたしました。よもや（貴殿）貴殿の身内の者が、焼き払ったのであるか。その

者に対しては、朝鮮と日本の講和が成就した時に、それなりの官職

を授けるべきだろう」と（沈惟敬）遊撃は申された。そして（沈惟敬）遊撃が（冊封使）天使



梯七太夫・岡村清藏・保家新十郎・武田  
(第十紙)

又五郎・清八〔又七・薩摩清八〕・又七、此者共主君〔ものとも〕ニわかれ、

敵之手〔の〕ニ渡り、和談之相談仕事、御

國中ニ其隠〔れ〕レ無御座候、

一、太唐人、朝鮮都〔に〕而色々力〔業〕わさの慰

仕候時、「日本・朝鮮〔に〕ニ武士たる者〔もの〕ハ無之」

由申候時、くわが〔未詳〕いそノ被申〔は〕ニハ、「兩國和談

之用〔に〕二人質〔に〕ニ有之候〔に〕日本人〔の〕之仕〔業〕わさ

を可見」由被申候間、白〔き〕笠百枚左右〔に〕く

を打〔う〕きせ置、新十郎〔保家新十郎〕鐘〔も〕を持、早馬〔に〕

乗り、百枚共〔とも〕ニ一馬場〔に〕ニ乗り、其上〔下〕さけ針

を突〔き〕うけ、へうたん〔ひやうたん〕を突、橋〔の〕のきぼ

うしの上〔に〕ニへうたん〔ひやうたん〕をすへ、七鐘宛突〔き〕

見〔為見〕せ申候得〔は〕ハ、太明人〔太〕・朝鮮人〔小〕目を驚〔か〕し、

「加様成武士、日本〔に〕ニハいくらも可有御座候間、

太明〔太〕を打〔破〕やふられ可申間、何〔卒〕とそ才覚  
(第十紙)

を以、太閤様〔太〕を失〔秀吉〕ひ可申」由申候て、……

ゆふ〔遊撃〕けき朝鮮〔小〕へのこり居、日本〔に〕へ渡申候事、  
(第十一紙)

(右は対馬歴史研究センター所蔵、小野家文書64号)

書中に遊撃と有るは、大明の遊撃將軍沈惟敬と云もの也、

同砂道干切薩摩守御陣の前と有るは、則于今砂道原の海辺に、薩

摩堀と云ふ有り、はその古跡也、

(右三行は武田本のみ。中村栄孝『日鮮関係史の研究』上巻601頁)

《現代語訳》『(高麗陣) 覚』

一、(日明) 両国が講和の相談をするようになったのは、明人八〇万

騎余が義州から(朝鮮へ) 渡江し、平安道の(平壤) 城を制圧し、

日本人を追撃しようとした時、薩摩守殿〔島津義弘〕と加藤虎助殿〔加藤清正〕の両軍勢が三

度(攻撃して) 奪還して(追撃を) 防いだので、その隙間に(乗じ

て)、日本の軍勢が(朝鮮) 沿岸に撤収した(からである)。その時、

対馬守様〔宗義智〕と摂津守殿〔小西行長〕と下野〔柳川調信〕は、釜山浦〔釜山鎮倭城〕の丸山城を御本陣と定

められた。

一、対馬守様〔宗義智〕は摂津守殿〔小西行長〕に対し、「明の軍勢は(あと) 数十万人やつ

て来るでしょう。太閤様〔豊臣秀吉〕も明まで攻め取ることは難しいとお考え

申様ニ被成可被下候」由、被仰候、其時、(調信)下野

被申候ハ、「先成程番船を作り、船數過分ニ

御出し被成、日本之大名衆城々ニ掛、其後

釜山浦御本陣ニ而御座候間、五日も十日も

鉄炮軍仕候ハ、其由定而日本江聞、

太閤様も朝鮮江武士も有之候と思召

候ハ、(宗義智)對馬守様・(小西行長)攝津守様和談之御

扱被成候事、忠節ニも罷成可申間、先

過分ニ船を作り候ハ、其上乗ニ我等か者を

乗せ可申」と、(調信)下野被申候得ハ、(唐)朝鮮・(唐)太唐……………

能合点被致候、夫方(巨濟島)から嶋とくしゆそうニ(第8紙)

被仰付、番船四拾八艘作り出し、其上乗りニ

武田又五郎・薩(先船)廣清八兩人、先船之

上乘仕、さすとうひきれ(千切)ノ前、薩(摩)廣\*さすとう||沙道原

守殿御陣之前を通候時、(薩摩清八)清八(唐)唐うち

ハを持、大音ニ而申様、「夫ニ御座被成候ハ、薩(摩)廣

守殿と見及申候、加様ニ申ハ、御内ノ清八ニ而

御座候、(巨濟島)から嶋方作り出ス番船七百七拾八艘ニ而

御座候、古主床敷奉存候間、申聞せ、唯々(第9紙)

早々御帰陣可被成」由申候、其時、薩(摩)廣守殿

御陣方、「扱ハ御内之清八か、なんちさへ四拾八(第8紙)

艘之番船大将仕候や、夫程之船、薩(摩守)廣□……………

一手ニ而手之内ニ入、もみつふす共やす(第9紙)

き事ニ而候、なんち異國之手ニ入、武具

不足ニ可有、是をとれ」とて、鎧三兩・太刀・

長刀、海中ニわきたちつかり、「是をとれ」

とて被仰候へ共、「此方も不足ニ無御座候」

由申、請取不申候、其時、船方矢之一筋も

射掛不申、陸方鉄炮之一放も打かけ不

被成候、

一、夫方(釜山鎮倭城)丸山本城江寄せ掛、鉄炮軍被成

候得共、本方あいつ之軍ニ候へハ、鉄炮ハ玉

不入、矢ハ根無之矢ニ而御座候へハ、人之老人も

損し不申、夜明ケ番船ハ黒崎之内江

陣を取、其引相を以、日本之御勢、皆々

御帰陣被成候、

一、(宗義智)對馬守様・(小西行長)攝津守様・(景敏玄蘇)蘇長老・(調信)下野

皆以御帰陣被成候、弥以和談之人質ニ(第9紙)



和談之儀被仰付候ニ付、<sup>〔ナシ〕</sup>太唐・朝鮮

一同ニ合点為仕、先<sup>〔西伝奏ニ冊封使〕</sup>兩てんそ、釜山浦

迄召連下り申候、

一、<sup>〔太〕</sup>太唐・朝鮮共ニ彼<sup>〔の〕</sup>加藤虎之助殿を大悪

敵と存入候間、<sup>〔ナシ〕</sup>對馬守様・<sup>〔小西行長〕</sup>攝津守様

御相談被成、<sup>〔被成御相談〕</sup>太閣様之御前悪敷……………<sup>〔太〕</sup>

成申様ニ御才覚頼存候、其上虎之助殿<sup>〔加藤清正〕</sup>

御陣所を朝鮮・<sup>〔太〕</sup>太唐相談仕焼拂、本

念を達し可申と存候得共、朝鮮國方

虎之助殿御陣所ニ火を掛申事、難成候、<sup>〔加藤清正〕</sup>

何とそ<sup>〔柳川調信〕</sup>下野殿御分別を以、<sup>〔ナシ〕</sup>對馬守様へ

被仰上、虎之助殿御陣所を焼拂被下候へ<sup>〔得〕</sup>

かしと、<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき被申候、其時<sup>〔調信〕</sup>下野被申候ハ、

「<sup>〔の〕</sup>彼虎之助殿御陣所、是非<sup>〔々々〕</sup>燒度、<sup>〔太〕</sup>太唐・

朝鮮方被存候ハ、某内之者共ニ申付、陣所ニ

火を掛焼せ、<sup>〔天使〕</sup>てんそ・<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき本意を

はらさせ可申」と被申、則武田又五郎・

又七此兩人ニ被申付、則虎之助殿御陣

所せづかい江罷越、日数十日程見廻り候へ共、\*せづかい西生浦

御番稠敷候而、火を付可申様無御座候、<sup>〔ナシ〕</sup>

漸十一日ニ當ル夜、火を付候得共、其夜ハ風<sup>〔者〕</sup>

……………<sup>〔第三紙〕</sup>

なき候故、御陣衆差寄、取消シ被申、漸<sup>〔第四紙〕</sup>

五拾軒斗焼申候、至于今御不審ニ御座候ハ、

其比虎之助殿江朝鮮人五百程附居<sup>〔加藤清正〕</sup>

申候、其者共ニ御尋可被成候、其刻<sup>〔武田又五郎〕</sup>又五郎・

又七八昼ハ山ニ臥、夜ハ道を行、人目を

忍ひ、往來十六日ニ釜山浦へ罷帰候、此段

下野へ申入ニ付、則<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけきニ被申渡候へハ、<sup>〔得者〕</sup>

「<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき被申候ハ、中々せづがい焼ケ申たる事、

朝鮮人方申来承申候、扱ハ<sup>〔の〕</sup>貴所ノ内衆

參候而、燒申候哉、則其者共ハ朝鮮・日本和

談相済申時、一廉之官を為致可申」と

「<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけき被申候、則<sup>〔天使〕</sup>てんそへ被申候へ者、

「<sup>〔天使〕</sup>てんそ被申候ハ、<sup>〔者〕</sup>迎之事ニ本丸をやかせ<sup>〔為焼〕</sup>

被下候様ニ」と、<sup>〔遊撃〕</sup>ゆうけきニ被申渡候へハ、則

下野殿江申入候、<sup>〔柳川調信〕</sup>下野殿通事ニ被申候者、

「<sup>〔の〕</sup>彼虎之助殿本丸ハ、かわらふき石垣高ク<sup>〔調信〕</sup>